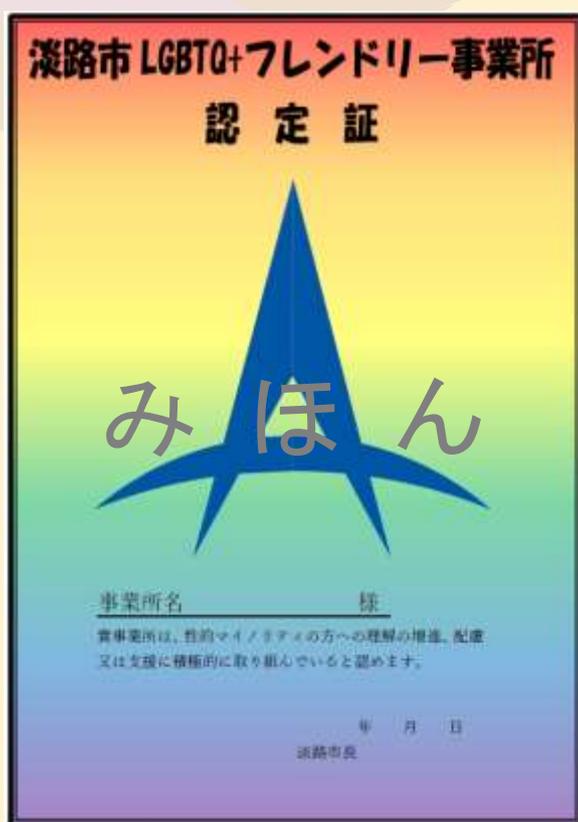


# 淡路市 LGBTQ+フレンドリー 事業所認定制度

淡路市 LGBTQ+フレンドリー事業所認定制度とは…？

一人一人が互いの人権を尊重し、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる共生社会の実現をめざし、市内において、性的マイノリティへの理解の増進、配慮又は支援に関する積極的な取組を行っている事業所等に対し、淡路市 LGBTQ+フレンドリー事業所（以下「フレンドリー事業所」という。）として認定します。



制度について、ご興味のある事業所様はお気軽にご連絡ください。

## お問い合わせ

淡路市 市民生活部 市民人権課（1号館2階 人権推進係）

〒656-2292 淡路市生穂新島8番地

Tel 0799-64-2521 Fax 0799-64-2565

E-mail awaji\_jinken@city.awaji.lg.jp

## × リット

次のことから、事業所のイメージアップにつながります。

1. 本市が、フレンドリー事業所の名称、取組内容等について情報発信し、広く市民等へ周知する。
2. 認定証を掲示することにより、性的マイノリティの方への配慮がなされていることがわかる。
3. 差別やハラスメントのない、働きやすい職場であるとアピールできる。

## 認 定基準

1. 性的マイノリティに対する理解の増進、配慮又は支援に関する取組を行っている事業所等で、チェックシートの要件を満たしていること。

要件の例：性の多様性を尊重する方針を定め、事業所内規程として明文化している。

本人が希望する性別で働くこと又は通称名を使用することができ、就業時の服装についても、性別にとらわれないものになっている。

など、基本事項、社内理解と職場環境の整備、顧客に対する配慮及び社会貢献の各項目のうち、3つの項目において1つ以上の要件を満たしていること。

2. 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働関係法令に違反する事実が過去 3 年以内にないこと。
3. 市税等の滞納がないこと。
4. 代表者又はその役員が、淡路市暴力団排除条例（平成 25 年淡路市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
5. この制度の趣旨を著しく逸脱するような行為がないこと。
6. 虚偽の申告その他不正の手段により認定を受けようとしていないこと。

## 申 請方法

1. 淡路市LGBTQ+フレンドリー事業所認定申請書（様式第 1 号）
2. 淡路市LGBTQ+フレンドリー事業所認定チェックシート（様式第 2 号）
3. 会社案内、パンフレット等
4. 取組内容が具体的に分かる書類
5. 表示証の写し（更新申請の場合に限る。）
6. 上記のほか、審査に必要であると市長が認める資料

## 認 定期間

1. 認定の期間は、認定の日から 2 年を経過する日の属する年度の 3 月 31 日までとします。
2. 認定の期間は、更新することができます。
3. 更新を受けようとする事業所は、認定期間の満了する日の 1 か月前までに、市長に申請してください。

詳しくは、淡路市市民人権課にお問合せください。  
申請手続きを行う前に制度説明させていただきます。